

平成26年9月16日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成26年9月16日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長 小野 絹子 君

副委員長 田中 徳寿 君

委員 嶺岸 淳一 君

香取 嗣雄 君

志賀 勝利 君

伊藤 栄一 君

出席議長団（2名）

議長 佐藤 英治 君

副議長 鎌田 礼二 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

市長 佐藤 昭 君

市民総務部長 神谷 統 君

産業環境部長 小山 浩幸 君

震災復興推進局長 荒井 敏明 君

産業環境部次長
兼商工港湾課長 佐藤 修一 君

震災復興推進局次長
兼復興推進課長 佐藤 達也 君

市民総務部
財政課長 阿部 徳和 君

産業環境部
観光交流課長 本多 裕之 君

産業環境部
浦戸振興課長 草野 弘一 君

副市長 内形 繁夫 君

市民総務部理事
兼政策調整監 稲田 文弘 君

建設部長 鈴木 正彦 君

市民総務部次長
兼総務課長 高橋 敏也 君

建設部次長
兼土木課長 赤間 忠良 君

市民総務部
危機管理監 鈴木 正信 君

産業環境部
水産振興課長 佐藤 俊幸 君

産業環境部
環境課長 菊池 有司 君

建設部
都市計画課長 佐藤 寛之 君

建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君	市民総務部 兼総務係長 補佐長	武田 光由 君
水道部長	佐藤 信彦 君	水道部 兼工務課長 次長	大友 伸一 君
水道部 業務課長	村上 昭弘 君		

事務局出席職員氏名

事務局 長 安藤 英治 君 議事調査係長 鈴木 忠一 君

会議に付した事件

議案第62号 塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例

議案第63号 塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第69号 平成26年度塩竈市一般会計補正予算

議案第71号 平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算

議案第75号 平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 おはようございます。

暑い方は上着を脱いで結構でございます。

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第62号塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例、議案第63号塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号平成26年度塩竈市一般会計補正予算、議案第71号平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、議案第75号平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第62号、第63号、第69号、第71号、第75号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。

佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第62号塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例外計5件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞きとりの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤商工港湾課長 それでは、議案第62号塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

資料番号5、平成26年第3回塩竈市議会定例会議案の7ページ、資料番号5の7ページと、それから資料番号20、定例会議案資料の8ページ、資料番号20の8ページをお開きいただきたいと思っております。

主に資料番号20の8ページを使いましてご説明をさせていただきます。

塩竈市いきいき企業支援条例であります。平成18年4月1日から施行しておりまして、市内の遊休地や空き工場等の有効活用を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業の誘致・育成に必要な措置としまして、企業立地奨励金の交付、雇用奨励金の交付、また

法人市民税の控除の3つの奨励措置を規定してございます。

今回の条例の一部改正につきましては、8ページの新旧対照表にありますように、第10条法人市民税の控除に関する規定の改正となっております。奨励措置として法人税割額を5年間にわたって軽減いたしておりますが、法人税割の税率につきましては平成26年度に税制改正があり、その対応として6月定例会で市税条例の改正をお認めいただいておりますことから、奨励措置についても改正内容との整合を図ろうとするものでございます。

奨励措置の軽減の主旨であります。本市の法人市民税の法人税割の税率につきましては制限税率というものを採用してございまして、この控除率を設定することにより、その税率を標準税率まで引き下げを行ってございます。

8ページの新旧対照表の右側、現行の下線部に14.7分の2.4とありますが、これは平成26年度税制改正前の法人市民税の法人税割の税率では、制限税率が14.7%で、標準税率が12.3%、その差が2.4%であることを踏まえた内容となっております。

表の左側、改正案の第10条の下線部でございますが、今回の税制改正によりまして制限税率が12.1%、標準税率が9.7%とされまして、その差についてはこれまで同様の2.4%でありますことから、制限税率からの控除により標準税率まで引き下げるため、法人税割額の12.1分の2.4という文言に改正をさせていただくものでございます。

なお、一部改正条例の施行日は平成26年10月1日としてございまして、平成27年度課税以降に適用されるものとなりますので、よろしく願いいたします。

議案第62号については以上でございます。

○小野委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 それでは、水道部業務課から議案第63号塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に資料No.5と資料No.20をご用意いただければと思います。

まず最初に、資料No.5の8ページをお開きいただきたいと思います。

下段にございます提案理由に記載しておりますように、今回の条例改正は災害応急対策、災害復旧または復興計画の作成等のため、国または他の地方公共団体から派遣された職員に対し、市長部局と同様に災害派遣手当支給するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、改正内容につきましてご説明いたします。

資料No.20の9ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正新旧対照表でございます。右側に現行条例、左側に改正案を記載しておりますので、左側をごらんください。

第2条第3項中勤勉手当の次に、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む第16条において同じ）を加えます。

また、第16条を災害派遣手当に改め、「第16条災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧または復興計画の作成等のため、国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する」に改めます。

申しわけございませんけれども、資料No.5の8ページにお戻りいただきたいと思います。

真ん中の附則に記載してございますけれども、この条例は交付の日から施行いたしまして、改正後の塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成26年7月1日から適用いたします。

以上で塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を終了させていただきます。よろしくご審議ください。ありがとうございました。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 では、財政課より議案第69号一般会計補正予算、水道事業会計への繰出金についてご説明をさせていただきます。

資料No.17の11、12ページをお開きいただきたいと思います。資料No.17の11、12ページでございます。

説明の都合上、歳出のほうから説明をさせていただきます。

4款衛生費4項1目上水費28節繰出金756万4,000円でございます。

次に歳入ですが、3、4ページをお開き願います。同じ資料の3、4ページをお開き願います。

一番上、10款1項1目地方交付税、説明欄の一番下にご書いてございます震災復興特別交付税2億956万4,000円、このうち756万4,000円、歳出全部が当該事業に係る経費としてこの中に含まれております。内容といたしましては、災害派遣関係の業務に当たる職員の人件費等の経費といたしまして、震災復興特別交付税として一般会計で受けました交付額全額を水道事業会計のほうに繰り出すものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 それでは、続きまして議案第69号一般会計補正予算のうち水産振興課所管分につきましてご説明をいたします。

資料番号16、補正予算書。同じく17、補正予算説明書並びに資料番号20、議案資料をご用意いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、いずれも新魚市場整備に係る予算となっております。まず、資料番号17、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開きいただきたいと存じます。17の13ページ、14ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

歳出といたしまして6款農林水産業費2項水産業費8目復興事業費19節委託料といたしまして1,944万円。また、15節工事請負費といたしまして5億8,656万円、計6億600万円を高度衛生管理型荷さばき所整備事業として増額しようとするものでございます。

具体的には、新魚市場の工事期間中使用いたします第二仮設荷さばき所の設計委託費と、既存魚市場の解体費、新施設の整備費及び第二仮設荷さばき所の整備費のうち、26年度に施工を予定している分でございます。

続きまして歳入についてご説明いたします。同じ資料の3、4ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入といたしまして10款1項1目地方交付税といたしまして、説明欄にございます震災復興特別交付税2億956万4,000円のうち2億200万円を一般財源充当分として、また、14款国庫支出金2項国庫補助金7目農林水産業国庫補助金として、水産流通基盤整備事業4億400万円、計6億600万円を計上するものでございます。

続きまして資料番号の16、補正予算書の4ページをごらんいただきたいと存じます。資料番号16の4ページでございます。

第2表債務負担行為の追加といたしまして、新魚市場整備事業で平成27年度を期間といたしまして103億7,120万を計上しております。新魚市場整備につきましては、先行しておりますB棟に続きまして、荷さばき所A棟、保管施設C棟及び第二仮設荷さばき所の整備を進めてまいります。工事期間が複数年にわたりますので債務負担行為を設定するものでございます。

次に、事業の概要をご説明申し上げます。

資料番号20、議案資料の34ページをお開きいただきたいと存じます。資料番号20の34ページでございます。

ただいまは、一般会計補正予算につきましてご説明をいたしておりますが、今定例会にあわせて提案しております議案第71号魚市場事業特別会計補正予算につきましても、新魚市場整備に関する予算でありますので、説明の都合上、概要につきましてはあわせてご説明をさせていただきますまして、魚市場会計の説明の際には予算額、財源等についてのみご説明させていただきますこととお許しいただきたいと存じます。

まず、整備を行う施設の概要でございますが、①として国の水産流通基盤整備事業により整備いたします高度衛生管理型荷さばき所A棟、位置といたしましては右の施設配置図に①として濃い黄色で囲っておる箇所でございます。

用途といたしましては、これまでもご説明しておりますとおり、荷さばき施設ほか表に記載のとおりでございます。②といたしまして、配置図に②として濃い青で囲っております復興交付金事業で整備いたします荷さばき所保管施設C棟、そして③といたしまして黄色の破線で囲っております第2荷さばき所、これは新魚市場の早期完成のため工事期間中の荷さばき面積を補うため整備するものでございまして、具体的な整備内容について現在関係者間で協議中でございます。

次に、3の事業のスケジュールでございますが、先ほど債務負担行為の内容でご説明いたしましたとおり、A棟、C棟、第二仮設荷さばき所ともに工事期間が複数年にわたることとなっております。

A棟及びC棟につきましては、補正予算をお認めいただければ、その後速やかに発注の手続に入ってまいりたいと考えております。また、第二仮設荷さばき所につきましては、設計を行った後に発注手続を進め、27年度の最盛期には使用できるようにしたいと考えているところでございます。

次に35ページをお開きいただきたいと存じます。

4の事業費でございますが、当初計画額から大幅な増額となりましたので、(1)に事業ごとに変更の内容を記載しております。

まず、A棟及びB棟は国が定めます特定漁港漁場整備事業計画に基づいて整備いたしますが、表のとおり事業費が当初計画の51億7,400万円から、備考欄の要因によりまして134億1,767万

8000円に増加しております。事業費の増額変更に伴い、特定漁港漁場整備事業計画の変更が必要となり、現在、国におきまして計画変更の事務手続を進め、10月上旬には官報で告示される見通しとなっております。なお、この変更額には県事業分2億7,371万円が含まれております。

同様に、C棟を整備いたします復興交付金につきましては、当初計画額7億8,000万円から12億6,469万8,000円への増額。また、魚市場事業特別会計につきましては、C棟を整備いたします貸し事務室の整備費など、国庫補助の対象外となります事業費として5億3,828万2,000円を計上しております。

次に、(2)全体事業費につきましては、年度ごとの計上額を表にまとめております。今回の補正予算は一般会計で6億600万円、魚市場事業特別会計では450万円を計上しているところでございます。

次に36ページをお開きいただきたいと存じます。

(3)といたしまして、会計ごとに今回の補正予算の内容と財源内訳をお示ししております。財源につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

また、魚市場事業特別会計では、水産庁との協議におきまして最終的に補助事業の対象外となりましたB棟におきますテレビ受信アンテナ配線等の設置費用及び監視カメラ2台の設置費用、また第一仮設荷さばき所の冬期間の作業に向けた風よけのシートの設置費用、計450万円を計上しております。財源につきましては、後ほどご説明させていただきます。

最後に(4)といたしまして、債務負担行為の内訳を記載しております。一般会計ではA棟、C棟及び第二仮設荷さばき所の国庫補助対象分として計103億7,120万円、また魚市場事業特別会計では国庫補助対象外分として4億7,480万円を、それぞれ27年度に設定するものでございます。

この設定額につきましては、27年度予算として見込まれる額のうち複数年契約に該当する分のみを対象としておりますので、前のページ、35ページの(3)全体事業費の27年度予算欄の記載額との間には差がございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

議案第69号一般会計補正予算のうち、水産振興課分につきましては以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○小野委員長 赤間土木課長。

○建設部次長兼赤間土木課長 それでは、引き続きまして土木課にかかります議案第69号平成26

年度塩竈市一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

資料番号17の補正予算説明書15ページ、16ページ、あわせて資料番号20の37ページをお開き願います。

初めに、資料番号20の37ページによりまして楓町法面整備事業につきましてご説明させていただきます。

1の概要でございますが、当該のり面につきましては、平成26年度当初予算におきまして公園等法面整備事業としてお認めをいただき、現在、詳細設計を実施しております。しかし、当初の想定より広範囲に亀裂、剥離箇所が発生しており、のり面全体の保護工事が必要となり事業費等の見直しを行ったところです。また、市地域防災計画の見直しによりまして、新たに市道藤倉庚塚線から新浜町泉沢線経由での第二中学校への避難ルートとして設定されたことに伴いまして、緑地のり面を道路敷地に変更し、有利な財源として緊急防災・減災事業債を活用し、事業費を計上するものでございます。

2の整備内容でございますが、のり面保護工事といたしまして当初約2,500平方メートルを予定しておりましたが、今回の見直しによりまして4,400平方メートルを整備しようとするものでございます。

3の事業費でございます。当初予算で4,300万円をお認めいただいておりますが、今回の見直しにより8,100万円となります。

4の補正額及び財源内訳等でございます。今回、公園事業から道路事業ののり面整備となりますことから、予算の組みかえが必要となります。そのため、(1)のように当初予算で計上しておりました予算科目8款5項3目公園費、公園等のり面整備事業費として4,300万、その財源としまして地方債3,220万、その他財源の1,080万円を補正額欄のようにそれぞれ減額をするものでございます。

新たに(2)のように、予算科目を8款2項3目道路新設改良費、楓町法面整備事業費として補正額8,100万円を計上するものです。その財源としましては、地方債、緊急防災・減災事業債を充てており、歳出事業費と同額を計上してございます。この記載は元利償還費の70%が交付税措置されるというもので有利な起債となっております。

5の位置図をごらんください。楓町集会所側の北側のり面が約3,050平方メートル、南側が1,350平方メートルとなっており、4,400平方メートルを今回調査整備するものでございます。今後のスケジュールといたしましては、10月に着工し、27年3月に工事完了と考えてござい

ます。

次に、資料番号17の15ページ、16ページをごらんいただければと思います。補正予算額の計上の欄でございます。説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

まず8款2項3目道路新設改良費補正額欄8,100万円ですが、16ページの事業内訳欄のとおり楓町法面整備事業費として同額を計上しております。内訳としましては、13節委託料として整備に伴う測量設計等の委託料448万2,000円、15節工事請負費といたしまして7,651万8,000円を計上しております。

次に、その下の第8款5項3目公園費の補正額欄をごらんいただければと思います。マイナス4,300万円。16ページの事業欄等がございますとおり、公園等法面整備として同額となっております。内訳は、13節委託料がマイナス300万、15節工事請負費がマイナス4,000万と予算の組みかえのためそれぞれ減額補正計上しております。

次に、これら事業に係ります歳入補正予算でございますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

3ページでございます。

18款1項4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金は、公園等法面整備事業費の予算の組みかえに伴い補正額欄のとおりマイナス1,080万円を減額計上しております。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。

第21款1項3目1節土木債として、1節都市計画債が同じく事業費の予算の組みかえに伴いましてマイナス3,220万円を減額計上しております。

次に、同じ款目の3節道路橋梁債として、楓町法面整備事業費と同額の8,100万円を計上しております。

次に、これら地方債に係ります地方債の廃止及び変更につきましては、大変恐れ入りますが資料番号16の補正予算4ページをお開きいただければと思います。

第3表をごらんください。地方債の補正でございます。

1の廃止をごらんください。

先ほど説明いたしました公園等法面整備事業の財源として、都市計画公園事業整備を計上しておりましたが、予算の組みかえに伴いまして地方債を廃止し、2の変更の表中欄の緊急防災・減災事業債といたしまして8,100万円を追加し、補正後の限度額を8,850万とするものがございます。

以上で、土木課が担当しております補正予算につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○小野委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 続きまして、一般会計補正予算のうち復興推進課の予算についてご説明いたします。

資料No.17の補正予算説明書をご用意いたします。

15、16ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出のほうからご説明いたします。

8款土木費6項住宅費2目復興交付金事業費としまして、右側の事業内訳欄のとおり災害公営住宅整備事業について3億5,350万円を計上しております。内訳といたしましては、17節公有財産購入費が、UR都市機構からの建物の購入費について3億5,461万7,000円の増額、それから15節工事請負費、こちらにつきましては市の基盤整備工事分につきまして、実績により111万7,000円の減額となります。

続きまして歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料3ページ、4ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金8目東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、右側の説明欄にありますとおり、今回の補正の事業費に充てるため災害公営住宅整備事業費としまして3億930万円を計上しております。

5、6ページをお開き願います。

また21款市債、こちらにつきましては3目土木債2節公営住宅債につきましても、災害公営住宅整備事業としまして4,420万円を計上しております。

次に、資料No.20をご用意いたします。

39ページをお開き願います。

災害公営住宅整備事業についてご説明いたします。

災害公営住宅整備事業のうち、建設資機材等の海上運搬を伴う浦戸地区につきましては、社会的な建設費高騰の影響をより強く受けまして事業費に不足を生じることから、復興庁との協議を踏まえまして補正予算を計上するものです。また、桂島、寒風沢、朴島地区の集会所等につきましては、災害公営住宅整備後の引き渡しというふうなことになりますことから、事業費の支出月を踏まえまして、今回債務負担行為を設定するものです。

1の島別の事業費ですけれども、表は平成26年度の現予算額、補正額、予算額合計及び平成27年度の債務負担行為設定額について各島ごとに示したものです。合計欄にありますとおり、平成26年度の補正額は3億5,350万円、平成27年度債務負担行為設定額が7,400万円となります。

2の事業費変更額の内訳ですけれども、表は平成26年度補正額及び平成27年度債務負担行為設定額の合計額4億2,750万円について、事業費変更の内容別、島ごとの内訳を示したものです。

①が補助単価の見直し分、②海上運搬等に係る経費、③については④に示した集会所の減額等を含め事業費を島間で調整及びそれぞれの事業費を精査した額となります。その右側には年度別の変更額を示しております。

平成27年度は野々島地区を除く④の集会所分を、それ以外の変更は全て平成26年度の補正額となっております。

初めに、①の補助単価の見直しについてご説明させていただきます。

公営住宅整備では、戸建てや共同住宅等の種類や広さ等に応じて補助金額の算定の基準となる戸当たりの標準建設費等が定められており、毎年度単価の見直しが行われております。東日本大震災以降、被災地の建設工事費が大幅に上昇していることから、平成25年9月には被災3県に限り15%分のかさ上げが認められております。また、今年度の単価見直しでは、消費税の引き上げ分も含まれた変更内容というふうになっております。

②の海上運搬等に係る経費、主な内容をご説明しますと、台船や引き船など本土と離島との資機材等の運搬、それから資材をストックしている本土側の仮置き場から荷上げ場まで、また島内での陸上運搬、それから本土や各島での台船への荷上げ、積みおろし、そのほかには作業員や監督員の海上等での移動や小規模な運搬、そういったことがございますので、それぞれの経費について増額をするというふうなことになります。

労務費や経費に係る部分については、離島振興対策実施地域ということで、標準建設費として浦戸地区についてはかさ上げが認められております。また、被災3県の特例として地域特有の事情等の加算額、これが認められておりまして、今回、海上運搬等の経費について、この増額分を補助として見込むものとなります。

③の事業費の調整、精査の内容ですけれども、こちらにつきましては、整備戸数そのものは浦戸地区全体で当初45戸で計画したものと変わりはありませんけれども、島別では桂島が18

から14に、野々島が13から15戸に、寒風沢が9から11戸というふうな形で、戸数が変動あります。今回、事業費の精査においては、こういった戸数の見直しに伴う精査も行っております。

3番の事業費及び財源内訳は、①が平成26年度の補正額、歳出予算計上分となります。②が平成27年度の債務負担行為設定分となります。

続きまして40ページをお開き願います。

港町地区津波復興拠点整備事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年12月から進めてきました津波避難デッキの詳細設計が取りまとめられましたので、その結果について、こちらにつきましても建設費高騰の影響により事業費に不足が生じているというふうなことがあります。復興庁に対して事業費の追加要望をするとともに、年内発注に向けまして増額分について債務負担行為の設定をするものとなります。

1の事業費変更の内容ですけれども、表は事業認可額、変更額、追加の所要額について、津波避難デッキとそれ以外の防災拠点支援施設等を区分し示したものです。建設費高騰で変更するものは、津波避難デッキで14億7,000万円、4億1,520万円の増額となります。変更の内容別内訳は備考欄のとおり、①補助単価の見直し分が2億6,620万円、諸経費等かさ上げによる分が1億800万円、消費税の変更分が4,100万円となっています。

2は、津波避難デッキに係る年度別の事業費内訳、3は債務負担行為の設定額に係る事業費及び財源内訳となります。

なお、38ページには、今回の補正及び債務負担行為を設定する復興交付金事業のうち復興推進課で執行する事業の一覧となります。こちらにつきましては後ほどご参照願います。

次に、資料No.16の補正予算書をご用意願います。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正には、ただいまご説明しました災害公営住宅整備事業及び港町地区津波復興拠点整備事業について、期間、限度額の設定をさせていただいております。また、第3表地方債補正、2の変更につきましても、公営住宅整備事業について4,420万円を増額し、限度額を3億9,690万円に変更する内容となります。

復興推進課からの説明は以上となります。よろしく願います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 それでは、続きまして議案第71号魚市場事業特別会計補正予算

につきましてご説明をいたします。

資料番号の16、補正予算書及び資料番号17、補正予算説明書をご用意いただきたいと思いません。

まず資料番号17、補正予算説明書の35ページ、36ページをお開きいただきたいと存じます。17の35ページ、36ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、先ほど一般会計補正予算の内容に合わせてご説明いたしましたとおり、新魚市場整備に係る補正予算でございます。

歳出といたしましては、1 款市場費 3 項市場建設費 1 目施設建設費15節工事請負費といたしまして450万円を計上してございます。内容といたしましては、国の補助事業の対象外となりましたB棟のテレビ受信アンテナ等及び監視カメラ 2 台の設置費用として250万円、また第一仮設荷さばき所の冬の期間の作業に向けた風よけのシート設置費用として200万円という内訳になってございます。

歳入につきましては、同じ資料の33ページ、34ページをお開きいただきたいと存じます。

事業の財源といたしまして6 款市債 1 項市債 1 目魚市場施設整備事業債といたしまして450万円を計上してございます。

次に、資料番号16の11ページをお開きいただきたいと存じます。資料番号16の11ページでございます。

第2表債務負担行為といたしまして、新魚市場整備事業費 4 億7,480万円を限度とする債務負担行為を27年度に設定するものでございます。

魚市場事業特別会計につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 それでは、水道部業務課から議案第75号平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

資料No.19の1ページをお開きいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。資料No.19の1ページでございます。

今回の補正は、議案第63号塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例に関連し、復旧復興のための災害派遣職員の受け入れに伴う災害派遣手当

等の経費及びその財源の増額補正と、水道事業の効率的運営と財政基盤の強化を図るため平成27年度から実施予定であります梅の宮浄水場運転管理等業務の民間委託に伴う3年間の債務負担行為の設定を行うものでございます。

私のほうからは、災害派遣職員の受け入れに伴います補正予算についてご説明させていただきます。

第2条は、災害派遣職員の受け入れに当たって、収益的収入の第1款第2項営業外収益を756万4,000円増額し、第1款水道事業収益の総額を19億1,419万1,000円とするものでございます。また、収益的支出の第1款第1項営業費用も同額の756万4,000円増額し、第1款水道事業費用の総額を17億236万5,000円とするものです。内訳は、4ページの補正予算説明資料に記載しております。恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

説明の都合上、支出からご説明させていただきます。

派遣職員の受け入れの経費としまして、第1款第1項第6目総務費の手当等の災害派遣手当として108万8,000円、旅費53万6,000円、アパートの借り上げのための賃借料55万2,000円、また派遣もとの神奈川県負担の給料等の費用に係る負担金として538万8,000円を計上してございます。なお、収入は、その財源としまして一般会計からの繰り入れとして第1款第2項第2目他会計補助金を増額しております。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。

1ページの第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として計上しております職員給与費の額を変更するものでございます。

次に第5条は、他会計からの補助金として、先ほど財政課長から説明がございましたが、災害復旧関連事業のための派遣職員受け入れに伴い、特別な財政支援として一般会計から756万4,000円の追加補助を受けるための補助金の額を変更するものでございます。

2、3ページをお開きください。

2ページは補正予算に係る実施計画、3ページは給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照願いたいと思っております。

以上で、災害派遣職員の受け入れに伴います水道事業会計補正予算の説明は終わらせていただきます。

続きまして梅の宮浄水場運転管理等業務委託に伴います債務負担につきまして、水道部工務課長からご説明させていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 続きまして、水道部工務課からは議案第75号平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算のうち、梅の宮浄水場運転管理等業務委託の関連について説明させていただきます。資料No.19と資料No.20をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、資料No.19の1ページをごらんください。

今回の補正は、梅の宮浄水場運転管理等業務委託を行う上で債務負担行為を計上する補正でございます。

第3条をごらんください。

3条は、予算第5条に定めました債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、梅の宮浄水場運転管理等業務委託といたしまして、平成27年度から29年度までの3カ年で2億2,680万円を限度額として計上するものでございます。

続きまして2ページをごらんください。

2ページの中段以降でございます。

債務負担に関する調書でございます。この内訳でございますが、財源内訳につきましては事業収益をもって充てるものでございます。予算関係は以上でございます。

恐れ入りますが、資料No.20の50ページをお開き願いたいと思います。

委託の概要について説明をさせていただきます。

初めに、委託の目的でございますが、水道事業、水需要の減少と施設の老朽化が全国的な課題となっております。当市におきましても例外ではございません。国が示しております水道ビジョン、これは水道事業が目指すべき目標を設定しておりますが、安全・持続・強靱の3つの柱としたものでございます。水の安全を確保し持続していくためには、健全な施設と適切な管理が不可欠ですが、財政と技術継承が大きな課題となっております。

本市水道事業の現状は、財政的には水需要が減少傾向にありまして、料金収入低下による財政の悪化が懸念されております。今年度末、7名の退職予定となっております。加えまして、強靱な水道を構築していくためには大きな施設更新が必要となってきております。財政負担が大きくなると見込まれております。

このような状況下で、低廉で安全な水を供給していくためには、これまで以上に企業努力をいたしまして経費節減を図り、生じた財源を大きな経費を要する施設更新に集中させていくことが必要となっております。そのような具体的な方策といたしまして、技術力を確保しつ

つ財政負担を軽減することを目的に、来年度から梅の宮浄水場運転管理業務を委託をしようとするものでございます。

2の委託内容でございますが、浄水場の業務は大きく運転管理、施設維持、保守管理、水質の3つに大別をされます。本委託は、運転管理について委託するものでございます。この運転管理に必要な水道法に定める水質の確保、機器の巡視点検等も委託の対象といたしております。同時に、現在も委託しております排水処理業務、これは浄水処理過程で発生した汚泥処理になりますが、これも一括して委託するものでございます。

(1) 事業費といたしましては、先ほども説明をしましたが、2億2,680万を限度額として債務負担を計上させていただいております。委託期間と委託先の選定方法といたしましては、平成27年度から29年度の3カ年で、選定方式は公募型プロポーザル方式で選定を行いまして、より遂行能力のある受託者を選定したいと考えております。

また、他市の状況でございますが、ここに記載をしておりますが、登米市、名取市、多賀城市が既に運転管理等を実施しております。このほかにも大崎市、宮城県企業局がございます。

次に、資料の51ページをごらんいただきたいと思います。

委託に移行する主な業務は以下のとおりとなっております。

まず初めに①梅の宮浄水場運転管理業務といたしましては、監視業務、浄水場設備の運転操作業務、場外施設の遠隔設備機器の操作等監視業務、浄水処理過程におきます水質管理、場内及び場外施設の保安点検、浄水設備機器の巡視点検、業務計画及び報告書等の書類作成業務などとなっております。

②排水処理運転業務委託につきましては現在も委託をしております、内容は同様といたします。

次に、浄水作業の工程フローを示しております。ただいま説明いたしましたが、破線で囲んだ①が、ただいま説明いたしました運転管理業務委託の範囲となります。下の破線で囲っております部分が排水処理、運転管理の業務となっております。

次に、下に委託業務イメージを示しておりますが、運転管理はここに記載をしております浄水作業、機器の運転操作、監視業務、機器の巡視点検、軽微なメンテナンス、浄水作業に必要な原水の検査、浄水の品質管理、計器監視などとなっております。ここに白抜きになっております部分につきましては、従来どおり職員が行う業務となっております。

恐れ入りますが、52ページをお開き願います。

次に、3の課題と対策についてでございます。災害対策時における危機管理の受託者との役割等の対応につきましては、応援体制を有効に活用できる受任体制を構築してまいりたいと考えてございます。緊急時などの危機管理の受託業者との役割と対応につきましては、緊急時における連絡体制の強化、マニュアルのとおり実施できる体制と、受託者のみならず職員が対応する体制の構築を図ってまいります。

水質に代表される安全確保につきましては、施設維持、保守管理、水質管理を職員が集中して行うことによりまして、高度な管理を目指してまいります。また、水質管理につきましては、受託者と職員による二重チェック体制と考えております。より安全な水を供給してまいります。職員技術の継承につきましては、浄水場に職員を配置しまして、浄水業務の技術を継承してまいります。老朽化した浄水場の機能維持を図るための更新工事の実施につきましては、運転管理をすることで職員が集中して対応できるものと考えております。

4番の実施につきましては、27年4月1日より3カ年を予定してございます。

5番の効果につきましては、定数と財政についての効果があると考えており、定数につきましては現行の12名体制から5名体制といたします。財政的には、先ほども説明しておりますが、排水処理業務委託を一括にして委託することにより、経費の削減が図られると見込んでございます。委託にすることにより、財政の軽減を図ることができると考えております。

恐れ入りますが、資料の53ページをお開き願います。

この表は、梅の宮浄水場の運転管理業務委託のコスト比較表になってございます。ただいま説明いたしました経費関連を記載しておりますが、職員数につきましては浄水係の職員数としております。平成27年度、28年度につきましては、職員数が現行の12名体制から習熟期間といたしまして委託の5名を配置する予定としております。1カ年で削減効果は約600万円弱、578万4,000円、29年度以降につきましても、習熟が終わる3年目以降の職員数は3名体制とする計画としておりますので、その効果額は約2,300万円、2,288万円と試算をしております。3カ年の合計につきましては、3,437万6,000円の削減効果と見込んでございます。

恐れ入りますが、資料の52ページにお戻りください。

(2) 業務体制といたしましては、先ほども説明いたしましたが、維持管理及び更新整備の職員の周知が図られ、今後も水質管理等の維持管理を継続してまいります。

6番の今後の進め方でございますが、補正予算をお認めいただければ、10月から12月におきまして委託契約のためのプロポーザル方式による業者選定契約という予定にしております。

また、次年の27年1月からは、受託者との引き継ぎの研修、4月からは業務委託開始の予定としております。

工務課からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

志賀委員。

○志賀委員 おはようございます。では私から。

魚市場関係の質問をさせていただきます。

資料No.20の34ページですか、第二仮設荷さばき所が今回予算としてできる計画になったわけですけれども、この考え方というのは、当初から魚市場関係の方々はこういうふうにしてほしいという要望を出されていたはずなんです。今ここにきて、工事のおくれを取り戻すためにということだったんですが、当初の要望のときに、なぜその要望が届かなかったのか、その理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

この第二仮設荷さばき所を設置する箇所というのは、県の漁港、岸壁という形になります。持ち主が宮城県という形になります。この箇所も災害復旧の対象となっている箇所でございます。

当初、今、委員からご質問がございましたとおり、この箇所に仮設荷さばき所を設けて、それで市場の建てかえのスピードアップを図るといのはどうかということでご相談をさせていただいたところではございますが、ただいま申しましたとおり、災害復旧を一方でやらなければならないということもございまして、この箇所に対する仮設荷さばき所の設置というのは困難であるという回答を宮城県さんのほうからちょうだいしたところでございます。

現在の状況を申し述べさせていただきますと、この地区の、図面で申し上げますと左半分、方向にしますと西側、こちらのほうが現在工事が進められておりまして、今年度末の竣工ということになってございます。残り右半分につきましては、来年以降ということになりますが、一時、災害復旧の工事をお待ちいただきまして、一定期間、仮設荷さばき所のほうの利用ということで、内々ご承知をいただいているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 災害復旧のということは、結局、当初現状復帰という形が最優先されたというところでの考え方から、そういうことになったということで理解してよろしいんですか。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 災害復旧工事そのものといいますのは、発災から5年間のうちにとすることがまず基本としてあったところでございます。それから、宮城県におきましても、この箇所のみならず、さらに東側のほう、あるいはご承知のとおり魚市場のほうの一番海側の栈橋、こういったところも全て災害復旧としてもとに戻すという作業をしなければならぬということの中で、この位置につきましては、その工事の取り合いの中でタイミング的に、仮設荷さばき所を設置するのは当時困難だということで、判断をされていたということでございます。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 済みません、ちょっと理解よくできないので、もう一回、わかりやすく説明してください。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 今回の震災に絡みます災害復旧工事として、宮城県のほう、市場の関係で申し上げますと、一つは、今のお手元の図面で申し上げますとオレンジの線で囲んである部分、それから青で囲んでおります魚市場の部分、魚市場に直接かかわる部分、それから今回第二仮設荷さばき所を設けようとする全漁連さん前の栈橋、それからさらに東側のほうの係船岸壁、この辺を全て災害復旧工事で行うということになっております。現在、その工事を進めていただいているところでございます。

タイミングといたしまして、この第二仮設を設ける箇所といいますのが、我々が相談を申し上げた際に工事の期間といたしまして、ちょうど我々が施設を必要とする時期と工事期間が重なってくる時期に当たってくるということがございまして、当時は設置についてはちょっと困難であり、災害復旧が優先されて、平成27年度までの震災復興期間の間に終わらせなければならないということで、タイミング的にはそっちが優先されていたというような状況と考えております。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 済みません。もともとこのA棟整備に当たっては、全面に県が岸壁の整備をやります。あわせて後ろ側の建屋を、この図面でいきますれば東側から順次進めていって、工事中

は残った区域をご活用いただきながら、最低6隻の船が係留できるようにということで進めようという計画でありました。

しかしながら、この岸壁整備工事が全体として29年度以降までかかるという話を県から持ち込まれました。私にご理解をいただきたいという県の説明がございましたが、全体の整備がそれぐらいおくれることについては、塩竈魚市場にとっては大変ゆゆしき事態でありました。何とかして、県の工事を短縮していただきたいという申し入れをいたしました。

でも、県からは、関係者が要望しているように順次ということであれば、やはりこの期間がかかるというお話でありましたので、私どものほうからは、しからば、例えばA棟を一体として壊すということであれば、工期の短縮が図れませんかというお話をさせていただきましたところ、そういったことであれば、県の岸壁整備は29年度から短縮できますというようなお話をいただきました。

ただ、そういうことになると、どうして6隻を係留する荷さばきが不足するということがございましたので、県のほうに第二仮設荷さばき所を活用させていただけないかというお願いをさせていただきましたところ、今、担当からご説明させていただきましたとおり、県では、そういった期間であればわかりましたということでご了解いただいたということで、改めて第二仮設荷さばき所を整備をさせていただくことになったという経過でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 今の第二荷さばき所のほうね、つくる経緯は私も理解しております。結局、おくれたことによって、おくれを取り戻すためにせざるを得なかったと。ただ、当初、魚市場の方々がそこに望まれたときに、結局、そこにそれが不可能だということの原因が、ただ岸壁になるだろうかということ、ただ私お聞きしたいだけなんです。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、ご説明させていただいたかと思いますが、A棟の整備を順次東側からやっていくと。工事に支障のないところについては、期間中も十二分にご活用いただけますよと、そういう相互の理解がありまして、今、残るA棟の部分を活用しながら荷さばき所を整備していくということについて、関係者の方々も一定程度ご了解をいただきましたので、その方法で進めさせていただくということであったわけでありましたが、その後、県のほうが大幅に岸壁整備工事がおくれるという話でありましたので、それについては、我々は理解に苦しむと

ということで、今、申しあげましたような経過をたどったということでございます。よろしく
お願いいたします。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 とにかく6隻は当初は確保できて何とかできるんだけどということで、あそこには
仮設はつくらないよと。ところが、ここにきて工事のおくれが明確化してきたので、やむな
くそこにつくりますよという理解でいいわけですね。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 そのとおりでございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

嶺岸委員。

○嶺岸委員 今の魚市場についてご質問申し上げます。

最初の当初予算から比べると、約100億以上も一生懸命市長を初め議長、そして関係者の皆
様、本当にご苦労さまでした。おかげさまで水産庁、国交省、それから災害復興庁、これが
ばらばらで予算が出てきまして、なかなかひとくくりというところまでなかなかできなくて、
本当に市長、一生懸命頑張っていたいて、一つの大きくくりとしてこういうふうな予算がつ
いたと。本当にご苦労さまでした。

なお、市場関係者のお話を聞きますと、やはり大きくくりはできたけれども、予算がついた以
上、一刻も早く開場できますよう、ご努力していただきたいと。あわせて、できるまでの間、
いかにどういうふうな漁船誘致をするか、この辺もどういうふうに塩竈市としては考えてい
るのか、ぜひお聞かせできればなと思います。

この周りが石巻、それから気仙沼が新しい市場ができてきます。そうすると、塩竈は工事中
でございますので、その期間、デッドゾーンなんですね。そのデッドゾーンをクリアするた
めには、やはり漁船の誘致をいかにやるかということに限ると思いますので、そのお考えが
ありましたらばお聞かせください。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをいたします。

今、ご指摘をいただきましたとおり、新市場の建てかえの期間におきましては、それを早め
るために一時全体の荷さばき所の面積が狭隘になる期間がございます。それを解消するた
めに、ただいまご質問をちょうだいしております第二仮設荷さばき所等も設置しながら進めて

まいるということでございますが、こういった狭くなる期間につきましても、両卸しあるいは問屋さんのほうにもご説明をさせていただきながら、まず船のつけられる係船岸壁の長さといったしましては、現行と同じ6隻はとめられるような、はえ縄船で6隻はとめられるような係船場を確保していきたいということから、まず始まるところでございます。

また、工事期間中につきましても、ほかの市場にいかないように、この間の漁船誘致活動、あるいは市場完成後の誘致活動といったしまして、背後の復興事業で整備をされます各水産加工場等との連携を図りながら、新しい魚市場への誘致、そういったものにもこの期間中も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。やはり、基幹産業でございますので、ここが回復しない限りは塩竈の町が活性化しないと。やはり、いろいろな形で四方八方にここから発信源が出ているわけですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それからもう1点は、今、市場のほうも大変な状況下にありまして、備品の整備もあわせて行わなければいけないと。その中で、この35ページに書かれている備考欄の中で、フォークリフト、この辺は災害復興費か、あるいは水産庁の補助か何かで何とかかなりそうでないかと、こう思うんですけれども、その辺の考え方をまずお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

新しい市場、完成後につきましては高度衛生管理型の荷さばき所ということになってまいります。ただいまご質問いただきました、具体的にありましたフォークリフトという意味では、新しい市場になりますと、排気ガスの出ない電動のフォークリフト、そういったものによります荷さばきの補助を考えていかなければならないということになります。

実際のところ、災害の復旧費ということにつきましては、種々協議をさせていただいておりますが、大変困難な状況というのが水産庁からお返事はちょうだいしております。また、その一方で、他の補助事業等の活用によります備品の整備、そういったものにつきまして、今、検討させていただいております。その際には、受益者の方々とご協議をさせていただきながら、適切な負担の中で整備が進められればいいかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ぜひ頑張っていたきたいと。やはり、議長も中央のほうに行って一生懸命要望活動をお願いしたいと。これ、何とかやっていけば、もっともっと高度化衛生の部分で水産庁のほうも考えているようで、少しはあるみたいです。まるっきりマイナスではないようだ。そこに絡めて復興庁の予算等どうなるかという話でございましたので、これが新しく、ちょっと情報として入ってきましたので、その辺もよろしくご配慮のほどお願いいたします。

次に、37ページでございます。

おかげさまで、この楓町ののり面の状態については、日ごろより通るたびに厳しいなと思っておりました。おかげさまで、両端とも左右が整備されるということを知って安心しました。

そこで、前にもちょっとお話ししたことがあるんですけども、手すりの問題。これ、カーブしているような手すりにしてほしいと。そうでないと、今、子供たちがローラースケートみたいな、あれでボンと上がって、真っすぐあそこを滑ってくるんだそうです。そうすると、ジャンプしたりするので危ないので、お年寄りにも優しい、握りやすいグリップのついた手すりをつけてほしいということでございますので、よろしく申し上げます。

私も、たまにあそこを滑っている若いヤングマン、若い人はヤングマンなんですけれども、二、三人で滑っているんですね。いや、うまいものだと思うんですけども、万が一けがしたら大変だなと思いますので、あれがアール使っていればできないわけですから、その辺の考慮をよろしくお願いいたします。

○小野委員長 ほかにございませんか。

志賀委員。

○志賀委員 水道のほうでお聞きしたいんですけども、今回、職員の退職によって、その分を管理を委託するという、指定管理者制度にするということでお聞きしたわけですけども、水道事業は頑張っていたら、毎年億単位の利益は出されているわけですが、ただ、水道施設のインフラの、長期的なインフラ整備というか更新の長期的展望に立ったときに、その辺の事業計画というのは、もうできているのか、まだこれからつくるのか、ちょっとお聞きしたい。

○小野委員長 大友工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 志賀委員の質問にお答えいたします。施設更新関係の整備の計画につきましては、24年、25年で施設整備計画というのを策定しております。それで、今後の10年間、その先の10年間というふうな部分の更新計画を策定した中で、今、説明いたしまし

た浄水場を延命化させるための電気系統の設備とか、あと排水処理等のポンプ電気関係の更新とかというふうな計画を盛り込んだ中で、27年度から実施をしようと考えてございます。

そういった部分で、やはり経費を削減しながら、限られた財源でございますので、そういった部分に更新費用にそういう利潤の部分の回していきたいというふうな考え方。

もう一つには、大きな目的といたしましては、やはり低廉で安全な水をこのまま継続しながらやっていきたいというふうな方針のもとに、こういった委託の提案といたしますか、こういった部分を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 この前、多摩自治研究所というところの講演会で、全国のインフラの更新、これが非常に各自治体に財政的な負担になるよというようなことを勉強してきまして、ふと、我が市を振り返ったときに、水道も震災のときに大打撃を受けたと。これから当然、かなりの年数たっている設備なので、当然、更新を計画されているだろうなど。そのときに、じゃあ具体的に、各年度ごとに更新する費用とか、そういったことをどの程度計画されているのかなど、ふと思ったものですから、今お聞きしたわけですが、現在は、そういった金額的なものまである程度考慮されて計画を立てられているのでしょうか。そこだけお聞きします。

○小野委員長 大友工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 更新計画の金額でございます。これは、10年間で、今言いました梅の宮浄水場の電気計装関係、それと排水処理関係で、27年度から約5カ年計画で、約24億円の計画を今予定してございます。そのほかに、通常の災害復旧工事、あとは管路整備という部分の管路の部分で、約30億円程度の部分を管路の整備というふうなことで計画をして、この10年間、当初10年間の計画といたしておりますが、そういった部分で整備をしていきたいというふうに考えてございます。済みません、管路については39億円です。（「39億円、それで10年間」の声あり）10年間。（「それいつから」の声あり）27年度から。（「27年度から10年間ね」の声あり）はい。というふうな計画にしてございます。以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

そういう計画で、大体、もう桜井市長の時代に、大倉ダムからこっちに水道を、水を持ってくるようになったと。その間の、市内の導水管についてはそういった感じでできるんでしょうけれども、ダムから来るそういった導水管についてはどうなんでしょうか。

○小野委員長 大友工務課長。

○大友水道部次長兼工務課長 ダムから来る導水管の関係でございます。

これについても、10年間の経費には一応乗せております。ただ、かなりの金額になりますので、今、補助金が活用できないか、厚労省と今協議をしております。なかなか金額的にかなりの金額になりますので、国庫補助を活用していきたいというふうに考えてございます。

その部分で今、厚生労働省と今やりとりをして、採択になるかならないか、ちょっとまだわからない状況でございますが、今そういった部分で、計画の中には10年間で被災を受けた部分の導水管の整備というふうな部分も盛り込んだ中で、今、実施をしようとしております。

以上でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 目に見えないところなので、早め早めにやっついていかないと、市民の命の水が供給できなくなるということも考えられますので、ぜひ頑張ってしっかりやっていただきたいと思っております。以上で終わります。

○小野委員長 ほかにございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私から1点だけお伺いしたいと思います。

梅の宮浄水場、議案第75号ですが、今度、委託工事でこれだけ削減と申しますか、コストを安くできるということで、大変結構なことだと思います。ただそこで、この職員数が23人も空いてくると申しますか、配置転換ということなんですが、何かお考えになっているのでしょうか。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 職員のことなので、私のほうからご答弁させていただきます。

現在7名、来年退職の方は、その補充は行わないということでございますので、特別配置がえとか、そういうことはございません。今いる職員、浄水場に職員が12名おるわけですが、5名は残っていただくと。ただ、通常の人員の定期異動がありますので、その方がそのまま残るかどうかわかりませんが、7名の方が退職なさることによる減でございますので、特別、配置転換とかそういう部分ではないというふうなことで理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 こういう委託工事で、結局、簡便なるといいますか安くなる、そういう点は大変結構だと思います。ただ今まで水道料金云々で職員の人数が多いとか何かということで、再三いろいろあったもので、その分、何か配置転換でも考えているのかなと思ったもので、その辺がひとつまたあと悩みの種なのではないかなと思います。そんなことでお伺いしたわけでございます。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今の職員数の話なんですけれども、23人というのは3年間の累積減の話なんです。だから、職員は単純に異動なんか何もしないんでしょう。そこら辺、ちょっと教えてください。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 平成17年度と比較いたしますと、20名ほど水道としては減になっております。それで、年間1億5,000万ほど、10年前と比較すると人件費を何とか削減できたというふうに思っております。今回、7名の減でございますけれども、それに関しましては、今、お答えしましたように、7名減に伴う配置転換とかそういうものはございませんということでご理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

それで、もう一つ、私も突っ込んで聞きますけれども、水道の件で。あとどのぐらいの分野を考えていただけるのかということをお聞きしたいんです。水道の分野の中で、この作業の中で、要するに委託していく、営業をされた、それから今度の浄水場をされた、そうすると、今の水道の人員体制の中で、何人いらっしゃって何人残って、将来はどのような絵を描いていらっしゃるのか、ちょっとこの際だからお聞きしたいと思うので、よろしくお願いします。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 市役所全体で、28年度に新たな行財政計画が始まる予定になっております。水道といたしましても、28年度 of 行財政改革に合わせまして、どういう部分が委託できるか、直営でやる部分はどこが直営でやるべきなのか、それを今検討中でございますので、この場ではちょっと明確な答えは差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。やはり、行財政改革というものがこれからの行政のある種の課題になってくるんだろうと思います。人口減であるということは、税金収入、交付税が減ってくる状況の中で、市民に低廉な料金でサービスを続けていくということは、常にそれが念頭になければいけないと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ページ数20の40ページですけれども、けさ、要望書が議長のほうから、地元の出店されている業者の方から連名で来ましたけれども、この辺の話し合いというのは終わっているのでしょうか。どういうふうな今状況になっているのか。つまり、復興の店舗がデッキによって何年の何月までそこを離れてくださいという話し合いがしっかり終わっているのか。終わってないから、こういう議会に対しての要望書が上がってきたのかなというような感じがしていますので、その辺の話し合いはきちっとしてほしいなど。今現在、どういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 では、仮設店舗に関することですので私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、マリゲート西側のしおがま・みなと復興市場、こちらについては20区画に現在16店舗ほど入居してございますが、平成23年度の募集に当たりましては、当初の入居使用期限とこのを25年8月31日までのおおむね2年間という条件のもとに募集をさせていただいて、それをご了解いただいて入居していただいたところでございました。

しかしながら、その後入居者の事業再開の見通し、またマリゲート周辺において災害復旧工事、それから復興の工事などが27年度までに実施すべき事業として計画されていることを踏まえまして、復興特別区域法の特例措置を活用して、仮設店舗の活用事業期間とこのを27年3月31日までと設定して認定を受けているところでございます。ですので、今年度いっぱい活用期間ということになりますので、使用者の皆様の方には解体の期間、こういったものを想定しまして、来年の1月末日までの使用期間ということで、25年8月の延長の段階で、1年延長しておりますけれども、既にその段階で、27年1月までの入居期間ということでご説明は申し上げておりますし、その後、何回か皆さんへの集まっていたのの説明、それから個別にその16店舗に対しまして、個別のヒアリングというものも実施をいたしました。

て、この期間については変わらないということをお話しているところでございます。

ただ、入居者の皆さんの現状としましては、さまざまな補助金とか支援制度を活用しまして、一定程度、この期間内に退去の見通しが立っている方、それから、まだ立たないといったような方々もいるような状況でございます。

そういった状況の中で、ただやはりそういった復旧復興工事の期限がございますので、仮設店舗につきましては、そういった工事の支障にならないように、仮設に入居されている方々の営業も大切ではありますが、同じように、そういった復旧復興工事により、市民の方々の安全確保をするということも同じように重要な課題ですので、そちらの工事に支障がないように、やはり仮設店舗については、今年度中に解体までしてしまわなければならないというふうに思っております。見通しが立たない方につきましては、今後とも、4カ月弱というふうになってしまいましたが、密に個別ヒアリング、面談などを重ねながら、退去後に事業再開、事業継続が行えるように対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。それで、私も実は、買い物に行ったとき、マリングート側から、それから仮設店舗側から両方買おうと思って行ったんですけども、駐車場に入ったら、仮設側の駐車場は仮設側の駐車場だから、買ったら出て行ってくださいと。マリングートはマリングート側に駐車場があるから、そっち側へ回ってくださいと。こういうような、ばかげたような状況になっているんです。というのは、あの仮設店舗に行くお客様も、それからマリングートに行くお客様も同じなわけですね、お客様には。その辺がどういうわけかお互いに引っ張り合いになって、どうしようもない状況に今なっているということと、それから、マリングートも空いているんだから、もし空いている場所にあの人たちも入ったらどうですかという意見もマリングート側では聞いています。

その辺についても、なお、慎重にお互いに、復興できるような人もいるわけですから、あそこにも。それもまたいるということ現実がちょっと不思議でならないというのが市民の声でございます、これは。だから、やはり平等に取り扱いのほどをお願いしたいと。みんな苦労しているんだということでございますので、あわせてこの辺はご要望とさせていただきます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

では、ほかにないようですので、ここで私のほうからちょっと質問したいので、副委員長と交代したいと思います。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 では、私のほうから簡単に質疑をさせていただきたいと思います。

今、嶺岸委員から質問がありました、要するに仮設店舗、しおがま・みなと復興市場、非常にいい名前の仮設店舗でございます。それで、先ほどお話がありましたように、一つは16店舗のうち、要望書なるものが13名の方から出されているわけですね。13名の方から出されているということで、そういう点で、16店舗のうち13名ということですから、3店舗が決まったのかなというふうにも考えられるわけですが、その要望を見せていただきましたら、とにかく今、課長が述べたように期日はそういうことになっていると。しかし、動くところがないということで、もう少し時間を貸してもらえば、マリゲートに入るにしても料金の関係とかそういうのがあるでしょうから、そのところをどうするのかとか、いろいろあるんだろうと思うんですね。

それで、そういう意味で、仮設店舗としてやっているから、被災したということで支援者の方々が来るという状況だと思うんですね。観光客にしろ、市民にしろ。そういう点で、私がお聞きしたいのは、今、債務負担で津波の拠点施設と、それから特に今回出されたのは、津波のデッキ関係、避難デッキ、これが債務負担として出されているわけでありましてけれども、増額されて出されていたということでありまして、そこがどうもかかるということで、そういう問題が特に出てきているという状況の中で、一つお聞きしたいのは、その要望がある中で、何ぼでもとにかく延長できないかと。何ぼでもということはないですね。要するに、移転先の見通しがつくまで、1年ぐらいの間に見通しがつくだろうというふうに述べているということが一つ。それから、県のほうで6月から、県じゃない、国の中小企業庁のほうで解体の費用だけじゃなくて、塩竈市が塩竈の土地に移転させるときには、その移転費用も出すというふうになっていますので、それをぜひやってほしいという二つの要望のようでございますが、それをどういうふうにとめられているのか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○田中副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、今の仮設店舗の延長の関係について、ご回答

させていただきたいと思います。

今回、13名の方から確かに要望書が提出されているところをございまして、ただ、そういった方々の中で、いろいろご事情が違っているところもあるのかと思います。といいますのは、例えば越の浦の漁港の一部をお借りしまして、震災前、直売所を営業されていた方々などおられますし、また、市内のテナントに入って営業されていた方々もいらっしゃると思います。

確かに、越の浦の漁港地区のほうに関しましては、現在、かさ上げ工事が行われてございまして、今後、それを踏まえて土地をお借りし、新たな施設をつくるとなると、一定期間必要になってくるのかなと。ましてそこに、例えば補助事業を活用してということになれば、その申請期間なども入れますと、なおのことちょっと期間が必要な状況になってくるのかなというふうに考えてございまして。

また一方、市内のテナントで営業された方々などについては、かなりテナントも復旧している状況がございまして、いろいろ、広さとか料金とか、そういった面での条件はあるかもしれませんが、物件をお探しいただければ、ある程度可能性がある物件もあるのではないかと。いうふうに、また見込んでございまして、先日いらっしゃった方々の中には、既にグループ補助金の申請などもされている方もいらっしゃいますので、まさに、その方によって個別にいろいろ事情は違ってくるのかなというふうに思っております。

例えば、先ほども申し上げましたが、1月末までになかなか本設の場所が確定して移転ができないといった方々につきましては、場合によっては、そのつなぎの期間、どこかで営業していただくとか、そういったことも必要になる方もいらっしゃるかとは思いますが、そういった状況についても、内容をお聞きしながら、こちらとしては対応させていただきたいというふうに考えてございまして。それからあと、中小企業基盤整備機構の仮設の移転といいますが移設についてでございますが、中小機構の仮設施設の有効活用と助成事業というのがございまして、確かに移設も可能となっておりますが、その場合の要件というのがございまして、例えば、仮設店舗を所有する市町村の土地であること。また、移設完成後も、5年以上は市町村が所有しなければならないこと。ほかにも、移設費に助成の上限額が設定されていたり、移設後の施設管理、活用後の撤去に要する費用、そういった面では新たな市の負担が発生するという事態も想定されているところがございます。

また、仮設店舗の1年間の延長期間内に自立再開で退去された方もいますし、現在入居されている方の中にも、この1月までの入居期間内に支援制度などを活用しながら退去される見

通しのある方などもいらっしゃいます。あと、先ほど申しましたが、当初募集の段階で、2年間ということで募集をさせていただいておりました、その2年間という条件のもとに、やはり応募を断念して地力で再開された方などが大勢いらっしゃるというふうに見てございますので、その場合には、そういった方々が不公平感を抱くということもあるのではないかと、我々としては懸念しているところでございます。

そういったこともございまして、この仮施設の移設については、現時点では、私どものほうは考えておりませんで、やはり1月末での仮設の営業終了、今年度内の撤去ということで進めたいというふうに考えてございます。以上です。

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 まさにそういう、幾ら要望が出て、それはもうとにかく今後の話し合いで何とか撤退してもらいたいという意向だということですよ。そういう点では、非常に、当初の2年というのも、そしてその後の特区で27年の3月まで延ばしたということであったわけですが、全ても、そこに入ってきた人たちは、やはりこんなに復興がおくれるとは思ってなかったんですよ。ですから、第一、魚市場のほうだって、越の浦のところでも、やはり、あれほどおくれると思わないから、その時点では進むだろうというふうに思っていたから、そういう点で、その期限は了解していたと思うんですよ。

ところが、やはり3年ぐらい営業してみて、だんだん順調になってきた、あるいは自分たちも非常に意欲を持ってやれるようになってきた。そういう点で、そういうところを見ながら、やはりここで切り離したらどうなんだということを、もっと考えていくべきではないかというふうなことです。そういう点で、課長としてはそういうふうな意見でしたけれども、市長に要望が出されておりましたので、市長の見解をちょっとお聞きしておきます。

○田中副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本的には、今、担当課長からご説明をさせていただいたとおりであります。小野委員から、1年間延ばせないかというようなお話でありましたが、1年延ばすということは27年度いっぱいぐらいになるわけですよ。再三、ご説明申し上げておりますとおり、復興交付金事業については、27年度いっぱい集中復興期間ですよということを、我々常々言われ続けているわけでありまして。もしこの期間に、今はデッキだけの話をされているようですが、前面にあります防潮堤についても、あの施設にかかっていくわけでありまして。県のほうでも、早く現場に入りたいんですがというようなお話を、市のほうにも何度かいただ

いております。しかしながら、そのことについては来年1月までを、今、お店をやっている方、その後、取り壊しとかいろいろな残務がありますので、やはり本格的着工は27年3月以降になりますというお話をさせていただいています。

ぜひ、その事業期間というのがある、今回の事業であるということをご理解をいただきながら、その事業期間の中で、我々が何ができるかということについては、今後、模索をさせていただきますが、基本については、先ほど課長がご説明をさせていただいたとおりでありますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 このデッキの関係なんですけれども、デッキが、詳細設計をしてみたら10億が14億7,000万ぐらいになったということですね。デッキはそういう意味で、どういうふうに変更になってきているのかというのがあると思うんです。最初、当初説明されていたときは、マリゲートの2階からイオンの駐車場の2階のほうに真っすぐ持っていくような感じだったんですね。水族館のところだったですか。それがこういうふうに変更になったということによって、増額も出てきたのかなというふうに思うわけですが、その中身と、やはり避難というのは、それでいろいろ避難デッキの関係で、橋梁がしっかりしてなかったら、恐らく花火大会のときなどは相当にそのところに上るのではないかと。そうしますと、前に大阪でしたか、明石、兵庫県ですね、兵庫県でやはり事故がありましたけれども、花火を見て。そういう意味で、歩道橋なり、そういうデッキに上がっての、人数を制限していくわけにもいかないというのがあるのかもしれませんが、いずれにしても、相当強い丈夫な橋げたをつくらないと、長いだけに、だめなのではないかと。だから、そういう点で、そういうデッキそのものがいいのかどうかということも、今、問題になってくるのかなという感じもしております。

東側のほうに拠点施設をつくるわけですから、そういったような、やはり避難タワー的なものを、それこそ塩竈でつくるべきではないのかという意見も多々聞かれますので、その辺も含めて、お伝えしながらご意見をいただきたいというふうに思います。

○田中副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 津波避難デッキについては、既に議員の皆様方に再三ご説明をさせていただき、こういった目的でマリゲートからイオンの2階部分までということでお話をさせていただいてきたつもりであります。

今、委員のお話は、抜本的に見直すべきではないのかというお話ではありますが、どうも、そ

の仮設店舗を残すためにというふうには、我々は聞き取れないのですが、今まで再三再四ご説明をし、都市計画審議会までかけてやってきております。なおかつ、マリゲートには滞在施設まで整備すると、そういったことで、マリゲートとイオンをつながせていただくということでもあります。

例えば、津波避難タワーというお話もいただきましたが、ではそこまで逃げる時間等を考えたときに、デッキであれば、階段を増やすことによって短時間に逃げられるのではないかと。当然、そこに滞留するわけではなくて、それぞれの避難施設に避難をしていただくという前提であります。また、構造的な問題についても言及いただきましたが、当然のことではありますが、コンサルタントはそういった条件を十分に加味した上で、橋の構造を検討されているということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 私もこの間、市民の意見を聞くためにいろいろお話ししてまいりました。そういう中で、そういう心配がされていたということをここで申し上げておきたいというふうに思います。

その次にお聞きしたかったのは、先ほど来ありました、資料No.20の37ページの楓町ののり面整備事業について、先ほど嶺岸委員からもご質問がありましたので、さらに理解を深めたところではありますが、そこで、さっき手すりのお話が出ました。どうぞ南側につけた手すり、あれをごらんになっていただいて、あの手すりをぜひ設置してほしいと。ああいうような手すり、さっき言われたのと同じだと思いますが、そういう点で、既に何年か前に南側に手すりをつけていただいたという経過がありますから、それをごらんになって、よりよいものをつくってほしいということを申し上げておきたいと思います。

それについてお伺いがあれば。

それからもう一つ、37ページの5の位置図のところ、今回、本当に4300万でも、そんなにかかるのなんていう人もいたんですけども、それが8100万になったというのは、やはり思い切った、本当に必要な措置だと思いますので、私も大歓迎しております。それで、ここで市の部分についてはそういう整備がされますけれども、楓町の37ページの図面の右側のところ、要するにダブル踏切のほうに下がっていくところの道路、ちょうどこの工事をする場所と、そのダブル踏切のほうに行くところで、何百メートルぐらいでしょうか、民間の民有地がありまして、そしてそこが崩れかけてくるという状況があるんですよ。材質は同じなんで

すね。崖の材質といいますか、つくり方は。だから、そういう点で、こっちの楓町ののり面に力を入れてくださると、これは大変うれしいことです。あわせて、この機会に、この民有地の部分についての整備をしておかないと、市が整備するか、どういう指導をするかというのはありますよ。通学路になっているし、一般の通行人の歩道にもなっているわけですね。小学校、中学校の通学路にもなっております。そういう点で、この辺の整備方について、どういふふうにお考えになっているか、2点についてお伺いしておきます。

○田中副委員長 赤間土木課長。

○赤間建設部次長兼土木課長 この部分ののり面につきましては、まず、市の所有の部分については完全に法面工事で保護していきたいという部分でございます。また、私有地の部分につきましては、それぞれの地権者の方々にある程度の対応をしていただくのが基本となっております。それで、調査の部分といたしましては、ここの部分、これから調査をしてまいりますので、そういうデータをもとにしながら、逆にそういう地権者の方にはこういう形というか、私有地でございますので、そちらのほうでのり面の整備はしていただくような形になってくると思います。

ですから、詳細設計を組みながら、公有地の部分はきちっとやっていきますけれども、私有地というのは、私有地の所有者の方にしていただくという形が基本的には変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 私有地を塩竈市がやるかどうか、それはその状況を見ながらというのがあるのかもしれない。どういう形にするかというの、その部分を買ってやるというのものもあるかもしれない。なぜなら、その部分というのはほんのわずかですね。わずかといってもどれくらいあるのかな、そんなに長い距離ではないんですね。それで、要は、そこに対しての指導をきちんとしておかないと、この期間にしておかないとだめでないかというふうに思いますので、ここでやりとりしていてもあれなんです。要望しておきます。十分に、指導なりあるいは考え方なりを、いろいろとお示ししていただいたらいいのではないかというふうに思います。

最後になりますが、水道です。水道部の問題では、私は、今回民間に委託しているところが隣の多賀城市さんや幾つかあるということで出ておりました。しかしこれは問題にならない水量なんですね、施設能力そのものが。登米は3万7,000ですか、高館あるいは多賀城なんか

は5,500トンというようなことですので、塩竈は3万トンの水を、要するに民間委託するのは水をつくる場所ですね。検査とかそういうのは、あと市のほうでやるというふうに言っていますが、大事な水をつくる部分が民間委託をするという内容になっております。同時に、やはり水道の職員が減ってきて、でも、すっかりその業務がなくなるわけではないですから、当然、必要なので、窓口にしる今度の浄水場にしろ、人の配置が必要です。その分を民間に委託するということですね、指定管理にするということでも出されているわけですが、やはり、そういう手法がいいものなのかどうかというのは、先ほど質問がありました。今後もういふふうになるんだということでありましたが、そこでちょっとお聞きしておきたいのは、さつき行財政計画は28年度でさらに出てくるということでした。要するに、27年度までの行財政計画が示されていたと。それなのに、なぜ26年度のうちにこういうことをしなければならぬのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○田中副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 お答えいたします。

我々水道部、企業会計でございます。我々の企業としての目標は、まず第一義には安全・安心できる水を市民の皆様にごできるだけ持続的に提供すると。そのために必要な建設改良工事は、今後も行っていくと。その財源として、我々はでき得る限りの努力を積み重ねて、できるだけ料金を値上げせずに、市民の皆様のご負担をふやさずにという形でやる必要があることということで、今まで取り組ませていただきました。

今回の梅の宮浄水場の業務委託につきましても、平成9年以来、17年間料金の値上げはしておりませんが、それを今後でもできるだけ長く料金の改定を行わないための取り組みの一環としてやらせていただいておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○田中副委員長 小野委員。

○小野委員 最後にしますが、料金は上げないでください、当然、これは。前にも決算でも、伊藤委員も質問していましたが、私も去年質問しましたがけれども、決算で。そういう点では、やはりきちんと安全な水を提供するということは、当然ですし、値上げをしないできちんと対応するというのが必要なことです。

それで、これからやはり10年間で整備しなくちゃいけないというのを、先ほど志賀委員の質問にお答えになっていましたね。やはりそういう点で、その計画、どれくらいの予算でどうい

ふうになればいいのかということを示していただくというのは当然ですが、あわせて、職員の定数を32人に減らして、そしてとりあえず27年までなのかもしれませんが、そして、結局、その中で民間委託しても、そんなにさほどお金が出てくるわけではありません。やはり、そういう整備をするに当たっては、どういうふうな財源で、どうすればいいのかということ、やはり早く産業建設委員会にも示していただいて、そして、いろいろ私たちも勉強していく必要があるのではないかというふうに思うんですね。簡単に、こういうふうに指定管理者で、そこでやってもらうというような発想ではなくて、ぜひ、管理委託といたって水をつくるんですよ。3万トンの水が来て、そこで、（「提案しているのは管理委託として提案しているんですよ」の声あり）だから、管理委託です。管理委託の、（「指定管理者とは違う」の声あり）管理委託を公募型プロポーザルでやるという、失礼しました、管理委託です。管理委託を民間にということですね。そういう意味で、何と申しますか、そういう意味ではきちんと、必要な整備についてはきちんとした財源を示しながらやっていくべきだと、こういう形で運転管理業務を民間委託にするのについては、やはりいろいろご意見もあるのではないかとこのように思うということをお述べておきたいと思っております。

○田中副委員長 いいですか。

佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 事業費については、先ほど工務課長のほうからご説明させていただきましたように、施設の整備で24億程度、あと管路で39億程度と、そういうふうな莫大なお金がかかってまいります。基本的には、補助事業でやると。なおかつ起債がつきますので、その補助、単費の部分の8割程度は起債がつくというふうに試算しております。

あと、そうはいいまして残りも自前の資金を用意しなければいけませんので、その辺を、今の計画では、これまで積み立ててきました、その辺の資金のほうから流用と申しますか、そこで使わせていただいて、自前のお金を用意したいなというふうに思って、今の計画ではそういうふうに計画でつくっていきたいと思っております。以上でございます。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○小野委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号、第63号、第69号、第71号、第75号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第62号、第63号、第69号、第71号、第75号については、原案のとおり可決されました。

以上で終了といたします。

ありがとうございました。

午前11時56分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 小野 絹子

産業建設常任委員会 副委員長 田中 徳寿